

様式第4号(第6条関係)

平成24年度 第4回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成24年11月29日(金) 午後2時	
開催場所	奈良市役所北棟3階 第15会議室	
出席委員	委員 長 川勝 健志 委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄	
審議対象期間	平成24年8月1日～平成24年10月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 個別案件の審議について テーマ:高落札率 4件 2. 一年間で落札数が多い業者のチェックとその理由の検討について 3. 入札監視委員会報告書案の検討について
一般競争入札	4	
指名競争入札	0	
随意契約	0	
合計	4	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札を執行する時、複数業者の参加を促し、競争性を確保する為、ホームページ及び告示文だけでなく、希望業者に直接連絡するようなシステムを構築する必要がある。 ・地域経済の振興と地元業者の育成は市役所の業務として重要であるが、入札制度と同列に論じる事は避けるべきである。 ・随意契約を締結する場合には、随意契約をする事のメリットが明確に説明できるものに限定しなければならない。 ・報告書については、一般論ではなく、本審査会での議論を簡潔にまとめたものとする。 	

別紙

<p>1. テーマに基づいた個別案件の審議について</p> <p>井上委員： まず1番目の事案ですが、この4社は全部市内業者という制限はあるのですか。</p> <p>事務局： 本店と営業所という地域性は部分的に設けています。</p> <p>井上委員： 支店でもなかったらこの4社の中にも入れない訳ですか。</p> <p>事務局： そういう事になります。</p> <p>井上委員： 3、4の事案は、くじ引きの結果、最低制限価格が高くなり、高く入札した業者が落札したということですね。</p> <p>事務局： 結果的に、そうです。</p> <p>井上委員： 抽選手法そのもの自体は悪い訳ではないが、抽選の枠組みそのものが間違っているのではないかという事です。次の4の事案は、どうして1者しか参加しないのですか。</p> <p>事務局： 工事の内容としましては、橋梁の耐震補強をするという案件でございまして、下段にあります条件を設定しましたら、全国的に77者ほど鋼構造物の許可を持っておられる業者がありまして、こちらとしては、少なくとも10者位は申込があると想定していました。</p> <p>委員長： 告示から入札までの日程はどれくらいありますか。</p> <p>事務局： 告示から10日間の申込期間を設けています。</p> <p>井上委員： 告示して10日間では、周知する受付期間としては短すぎる。これは広報が十分ではなかったのだろうか。</p> <p>事務局： 告知をどれだけ広く知ってもらえるかという方法を考えるべきかと思います。</p> <p>委員長： 今までに少なくとも、一度でも参加された業者さんのメーリングリストを作って通知してみてもどうですか。</p> <p>事務局： あくまで希望した業者に対してのみという事であれば可能だと思いますが、それがどこまで周知できるかという事が気に掛かるころではあります。</p> <p>井上委員： 発注者側は、出来たらそういう機会を高めなければならないと思います。だから、希望があったら案内ぐらい流しますとしたい方が良いかと思います。</p>
<p>2. 一年間で落札数が多い業者のチェックとその理由についての検討</p> <p>井上委員： 僕の方の、ちょっとこんな並べ方をしたらと思ったのは、どれくらいばらけているのかなというのを確認してみたいと思って依頼しました。</p> <p>委員長： 総合評価方式で、仕事を請負ったという過去の実績というのは加味されますか。</p> <p>事務局： 工事成績の部分を加味するようになっています。</p> <p>委員長： くじで勝ち取ったというのが、総合評価する時に、過去の実績、請負った実績としてカウントされている。機会さえ与えてくれれば、良い成績を出したのにと人が居ますよ。</p> <p>井上委員： しかし、これだけバラけてるのだったら、仕方がないという考え方もあります。確かに、6、5、4とありますけれども、それほど多くはありません。</p> <p>事務局： 資料を作って、初めてデータ化してみたら、さほど偏ってないと改めて認識しました。</p> <p>委員長： 工事の種類にもより、印象として偏ったイメージがあるのではないのでしょうか。</p>
<p>3. 入札監視委員会報告書案の検討について</p> <p>井上委員： 一般競争入札と指名競争入札をパラレルに対比すると、公平性と競争性を考えて一長一短があるとしているが、現行法、地方自治法は、基本的には一般競争入札を行い、特別の事情がある場合は指名競争入札を認めている。</p> <p>事務局： 確かに、一般競争入札がベースになります。ただ、このようなメリットとデメリットがあるから双方の良い点を活用することができるという認識を持っています。</p> <p>井上委員： この一般競争入札のデメリット論は、過大だと思います。ここに書いてあるデメリッ</p>

トは、一般競争入札でも指名競争入札でもどちらにもある事です。

事務局： 受注の偏りという点では、指名競争入札ですと、何回も落札している業者を除いて、落札していない業者だけを指名することができます。一般競争入札ですと、そういう業者も普通に参加可能です。

井上委員： 業者も奈良市民の一人であるというのは、あなた方の論理としてはあるかも知れませんが、私たちの論理は、それを認めると、競争入札をやめときなさいとなってしまいます。

委員長： 経済対策、福祉対策は、市役所の仕事としてはそれ自体大事な事ですが、入札という枠組みでやらなければならないかどうかという事については、疑問があります。

井上委員： 一般競争入札よりも随意契約の方が良い結果が生まれているという事を随意契約のほうは示さないといけなと思います。随意契約の場合は、仮に市民が疑問を持ったとしても、それについて説明責任がカバーされているかというポイントです。

委員長： 随契でやらざるを得ないという場合には、一般競争入札でやるよりも、随契でやった方が良いという事を説明できる範囲のものに限定するべきです。

井上委員： 最低制限価格ですが、いわゆる低入札価格調査制度があるぐらいですから、もう設定しないかですね。

事務局： 最低制限価格を設定しないと、業務内容の品質管理が出来ていない状況が生じるという結果もありましたので、底を設ける必要があるかと思えます。

井上委員： そうするのは、損害賠償請求をしなければならない。

事務局： 県のように20者30者が並んでしまい、他の市町村でも問題となっています。みんなその金額で入札し、抽選になるのを避けるが為に、生駒市でも気象条件による変動性を導入しています。

井上委員： 発注者側としては、最低制限価格で競争されるならば、同額になっても仕方がないと思えます。

事務局： 最低制限価格をオープンにしたから、そこに張り付くようになった。張り付いたから、抽選ばかりになってしまうという事で、この3%抽選制度を導入した。一人だけ知りえているということではないので、誰が見ても公平であるとは思えます。

委員長： この論点は、どこの自治体でも重要な論点になっていて、明快な解答がありません。奈良市の場合、業者の側から事後に戻せと言う意見が無く、議会でもそういう事が無いとお聞きしましたが、他の自治体ではほぼ例外なく業者側から事後に戻して欲しいと要望があります。何故かと言うと、積算もしてない業者が仕事を取っていくということが納得いかないという事です。

藤本委員： 本来自社で積算するような業者にやっていただきたいのに、最低制限にへばり付いた業者が落札するというのは、市としては、市民としては良く無いです